

[別紙1]

鳥取県地域共同施設災害復旧事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (共同施設が被災してから1年以内かつ事業開始の3日前)

- 交付申請は、お住まいの市町村担当課へ提出してください。
(その後、間接補助事業者である市町村から県へ交付申請が提出され、交付決定を行います。)
- 緊急に施行する必要のある個所については、事業開始後でも
交付申請可能ですのでご相談ください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

- * 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要ですので、
交付申請を行った市町村へご相談ください。

4. 事業完了 ※事業の完了とは: 工事完了

- 【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を交付申請を行った市町村へ提出してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

- 実績報告を交付申請を行った市町村へ提出してください。

◎補助金の支払い

実績報告書提出後、額の確定により市町村から支払が行われます。
(補助金の2分の1について県から市町村へ支払いを行います)

資料提出・問い合わせ先 県土整備部技術企画課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857 - 26 - 7368 gijutsukikaku@pref.tottori.lg.jp